

# ポーランド週報

(2024年2月29日～2024年3月6日)

令和6年(2024年)3月8日

H	E	A	D	L	I	N	E	S
<b>政治</b> 地方選挙に関する世論調査結果 「法と正義」(PiS)の地方選挙スローガンは「We are for “YES”.」 「第3の道」(TD)はワルシャワ市長選挙に候補者を立てないと発表 憲法法廷の改革に関する問題解決パッケージの発表 妊娠中絶を巡る連立政権内部の不和 特務機関の長の正式な任命 ホウオヴニャ下院議長とキダヴァーブウォンスカ上院議長のV4議会議長会議参加 トウスク首相とスリリニャ・ラトビア首相との会談 ポーランドの欧州検察庁加盟 トウスク首相のリトアニア訪問 シコルスキ外相とベルゲ欧州評議会事務次長との会談 シコルスキ外相とピーターズ・ニュージールランド外相との電話会談 バルトシェフスキ外務副大臣と李輝中国政府ユーラシア事務特別代表との面会								【お願い】3か月以上滞在される場合、「在留届」を大使館に提出してください。大規模な事故・災害等が発生した場合、所在確認・救援の根拠となります。 問合せ先 大使館領事部 電話 22 696 5005 Fax 5006 各種証明書 在外投票、旅券、戸籍・国籍関係の届出についてもどうぞ。
<b>治安等</b> 外国人犯罪のうちジョージア人が最多との指摘 イスラム過激組織に参加したロシア人の逮捕に関する報道 テロ脅威レベルが発出 2023年の銃所持許可件数が過去最多に ワルシャワ市でレイプ被害者の女性が死亡 車が歩行者の集団に突っ込み多数が負傷 スロバキアとの国境における一時的な国境管理が終了 ワルシャワ市で農家等による大規模な抗議活動が実施 ポーランドとウクライナが刑事事件等における法的協力の強化を検討か								
<b>経済</b> EU、ポーランドに対し、国家復興基金と結束基金から1億3,740千ユーロを拠出 公定歩合の据え置き 閣僚評議会経済委員会の発足 ポーランド国家債務額の増加 遅れているポーランドの電気自動車インフラ ポーランドのシェアードサービスの成長 副首相兼デジタル化大臣のインタビュー ポーランドからウクライナへの輸出額、2023年に大幅増加 ポーランドの2023年GDPに占めるウクライナ人の寄与率は0.7～1.1% 原子力発電所建設スケジュールの更新の可能性 産業省発足における NABE 問題 ヴィエチョレク科学大臣とドイツ教育・研究大臣との会談								

<p><b>大使館からのお知らせ</b></p> <p>長期滞在を目的にシェンゲン協定域内国に渡航する際の注意          欧州でのテロ等に対する注意喚起          孤独・孤立及びそれに付随する問題でお悩みの方へ          「たびレジ」への登録のお願い          マイナンバーカード取得のお願い          有効期間10年の旅券の発給申請可能年齢等の引き下げについて          旅券のオンライン申請等の開始について          大使館広報文化センター開館時間          文化行事・大使館関連行事</p>	
<p>在ポーランド日本国大使館          ul. Szwoleżerów 8、00-464 Warszawa Tel:+48 22 696 5000  <a href="http://www.pl.emb-japan.go.jp">http://www.pl.emb-japan.go.jp</a></p>	

政 治
内 政

**地方選挙に関する世論調査結果【2月29日】**

2月29日、ジェニク・ガゼタ・ブラヴナ紙は、県議会選挙情勢に関する世論調査結果に基づき、各県議会における議席配分結果の予想を行った。同紙によれば、「市民連立」(KO)、「第3の道」(TD)、「左派」から成る現10月15日連立政権は、西部から中央部にかけての13県で過半数を得られるのではないかという。他方、最大野党「法と正義」(PiS)は、ルベルスキエ県とポドカルツキエ県の2県では過半数を保つ可能性が高いと同紙は報じた。なお、同紙曰く、ポドラスキエ県に関しては、連立与党・最大野党共に過半数に届かず、「同盟」が鍵を握ることになるという。県議会選挙における政党別支持率については、KOが30.6%、PiSが30.2%、TDが17.2%、「左派」が8.5%、「同盟」が7.6%の支持を得た。また、全県総合での議席配分については、PiSが212議席(2018年比-42議席)、KOが193議席(同-1議席)、TDが126議席(同+56議席)、「左派」が11議席(同±0議席)、「同盟」が4議席(同+4議席)、「無党派地方自治体活動家」が3議席(同-12議席)、「ドイツ系少数民族」が3議席(同-2議席)になるのではないかという結果が出た。

**「法と正義」(PiS)の地方選挙スローガンは「We are for “YES”.」【3月2日】**

3月2日、「法と正義」(PiS)は、地方選挙に向けた党大会を開き、同党のスローガンは「We are for “YES”.」であると発表された。カチンスキPiS党首は、「我々は、開発に対して、建設に対して、良い未来を創るすべてに対して、『YES』である。しかし、何よりもまず、大小を問わず投資に対して『YES』でなければならない。新国際中央空港(CPK)、原子力発電所、偉大な化学、外国からの投資に対してである。」

と訴えかけた。同時に、カチンスキ党首は、現連立政権はあらゆる物事に対して『NO』であると厳しく批判し、自党との間に見られる違いを強調した。

**「第3の道」(TD)はワルシャワ市長選挙に候補者を立てないと発表【3月2日・4日】**

3月2日、ホウオヴニャ「ポーランド2050」党首(下院議長)は、「第3の道」(TD)はワルシャワ市長選挙で自らの候補者を立てず、現職のチヤスコフスキ市長(「市民連立」(KO))を支持すると発表し、同時に社会活動家であるポロフスカ氏を副市長に推すと述べた。

3月4日、チヤスコフスキ市長は、もし選挙に勝てば、ポロフスカ氏を副市長に任ずると認めた。他方、チヤスコフスキ市長は、ポロフスカ氏がどのような市政分野を所掌することになるのかについてまでコメントすることは控えた。

**憲法法廷の改革に関する問題解決パッケージの発表【3月4日・6日】**

3月4日、法務省によって、憲法法廷の改革に関する問題解決パッケージが発表された。同パッケージは、下院採択決議案、憲法法廷に関する法改正案、同改正案の施行規定案、憲法改正案という4本の文書で構成されている。同決議案は、すべての憲法法廷判事に対し、職を辞して民主的変革プロセスへ加わるよう求めるとともに、プシウエンブスカ長官は憲法法廷を率いる資格を持っていないと認定するほか、3名の通称「ダブル・ジャッジ」(注:2015年に「市民プラットフォーム」(PO)・「農民党」(PSL)政権が判事を選んでいたにもかかわらず、政権交代が起きて「法と正義」(PiS)が政権に就くと、ほかの人物を判事ポストに据えた。このような経緯を経て憲法法

廷で活動している判事3名を指して、「ダブル・ジャッジ」と呼ばれている。)は憲法法廷判事ではないという考えを示し、「ダブル・ジャッジ」の参加を得て出された判決の適用は法律違反とみなされる可能性を伴うと述べた。また、同法改正案によれば、短くとも4年間にわたり国会議員、欧州議会議員、閣僚、党員でなかった者のみが憲法法廷判事に立候補届けを出すことができるようになり、憲法法廷判事は下院の5分の3の多数決を経て選ばれる(注:現行法では絶対過半数を得ることが必要だと定められている。)ことになる。さらに、同法改正案に基づけば、通常、憲法法廷判事の任期は9年だが、最初は「段階的」に選挙が行われ、5名は3年間、5名は6年間、5名は9年間の任期で選ばれるようになるという。トスク首相率いる政府はドゥダ大統領の支持を得られることを期待している反面、改革が長期間にわたる可能性を否定していない。カチンスキ「法と正義」(PiS)党首は、PiSは政府がとるイニシアティブを真剣に扱ってはいないと語り、「我々は、憲法に反する与党陣営が行うゲームに対処しているのである。」と述べた。また、パプロツカ大統領府国務大臣は、「同パッケージは、いかなる意味でも効力を持たず、憲法法廷の構成に影響を与えるものでもない。」と述べた。さらに、同パッケージは、PiSだけでなく「同盟」の支持も得られておらず、ボサク「同盟」共同党首(下院副議長)からも「何の問題も解決しておらず、過激で対立の悪化に繋がるものである。」と強く批判された。憲法改正には下院で307票を集める必要があるが、現連立政権与党は248議席しか有していないため、野党を味方につけなければならない。

3月6日、下院は、憲法法廷の活動の中で2015

年から2023年にかけての憲法危機が及ぼしてきた影響の排除に関する決議案を、賛成240名、反対197名、棄権0名で採択した。PiSや「同盟」、「クキス15」に所属する下院議員は全員反対票を投じており、プシウエンプスカ憲法法廷長官も同決議案を強く批判した。

#### 妊娠中絶を巡る連立政権内部の不和【3月5日】

3月5日、ホウオヴニャ下院議長は、連立政権与党らがそれぞれ下院に提出していた妊娠中絶法改正案について、1か月の間を置き、4月11日から開かれる下院本会議で審議を行うつもりだと発表した。ホウオヴニャ下院議長は、「選挙キャンペーンや政治闘争の一環としてではなく、実際の女性が持つ権利に関わる議論を行うことを目標に掲げている。」と述べた。しかし、妊娠中絶の自由化に積極的な「左派」からは強い批判を受けている。連立政権与党は、妊娠中絶に関して考えが一致しておらず、結束が試されるアジェンダとなっている。

#### 特務機関の長の正式な任命【3月5日】

3月5日、トスク首相は、新たな特務機関の長として、シリスコ公安庁(ABW)長官、ショタ対外諜報庁(AW)長官、カヴェツカ軍諜報庁(SWW)長官、ストウルジク軍防諜庁(SKW)長官、クフィアトコフスカ＝グルダク中央反汚職庁(CBA)長官をそれぞれ正式に任命した。これらの特務機関の長たちは、昨年12月19日から既にそれぞれの特務機関の長を代行して権限を執行する者として、実質的には長としての機能を果たしていた。

### 外交・安全保障

#### ホウオヴニャ下院議長とキダヴァ＝ブウォンスカ上院議長のV4議会議長会合参加【2月28日、29日】

2月28日と29日、ホウオヴニャ下院議長とキダヴァ＝ブウォンスカ上院議長は、ブラハで行われたヴィシエグラード・グループ(V4)とウクライナの議会議長会合に参加した。会合では、安全保障、ウクライナ支援、議会協力、農業について話し合われた。ホウオヴニャ下院議長は、欧州レベルでの穀物購入について議論したと認めた。同下院議長は、欧州委員会は余剰穀物の市場撤去に関する問題について取り上げるべきだと述べた。ポーランドは7月にV4議長国を引き継ぐため、V4のさらなる機能強化の問題は2024年後半に再び組上り上がることとなる。

#### トスク首相とスリニャ・ラトビア首相との会談【2月29日】

2月29日、トスク首相は、ポーランドを初めて公式訪問したスリニャ・ラトビア首相と会談した。主な議題は、地域の安全保障問題であった。両首脳はまた、ウクライナのEU加盟やスウェーデン・フィンランドのNATO加盟についても話し合った。また、ポーランドとラトビアは、農業問題の解決に向けて協力することで一致した。

#### ポーランドの欧州検察庁加盟【2月29日】

2月29日、欧州委員会は、欧州検察庁(EPP O)へのポーランドの加盟を承認することを決定した。ポドゥナル法務大臣は、2023年12月13日の就任初日にポーランドのEPPO加盟をトスク首相に要請していた。ポーランドは、欧州委員会の決定が発効する日にEPPOの一員となる。EPPOは、EUの独立機関であり、EUの財政的利益に反する犯罪の訴追を担当する。

#### トスク首相のリトアニア訪問【3月4日】

3月4日、トウスク首相はリトアニアを訪問し、ナウセーダ大統領及びシモニーテ首相と会談した。両首相の会談では、安全保障に焦点が当てられた。トウスク首相は、首脳会談後の記者会見で、リトアニアとのパートナーシップの発展が、ポーランドにとって「政治的・地政学的な最大の優先事項」であると述べた。また、トウスク首相はロシアとベラルーシの食品に禁輸措置を講じるよう欧州委員会に求めるポーランド議会決議案を下院に提出すると発表した。

#### シコルスキ外相とベルゲ欧州評議会事務次長との会談【3月4日】

3月4日、シコルスキ外相とベルゲ欧州評議会事務次長との会談が行われた。会談では、人権、民主主義、法の支配の推進における欧州評議会とポーランドの協力、ロシアによるウクライナ侵略、ポーランドと欧州評議会によるベラルーシへのさらなる支援について話し合われた。

#### シコルスキ外相とピーターズ・ニュージーランド外相との電話会談【3月5日】

3月5日、シコルスキ外相は、ピーターズ・ニュージーランド外相と電話会談を行った。会談では、二国間問題、ロシアによる侵略に直面するウクライナへの支援、インド太平洋地域の安全保障情勢について話し合われた。両外相は、二国間関係の今後の発展について協議し、政治的・経済的側面の

両方において二国間関係を強化する必要性で合意した。また、シコルスキ外相は、ロシアによるウクライナ侵略に対するニュージーランドの批判的立場に謝意を示した。

#### バルトシェフスキ外務副大臣と李輝中国政府ユーラシア事務特別代表との面会【3月6日】

3月6日、バルトシェフスキ副大臣は、中国側の要請を受け、李輝中国政府ユーラシア事務特別代表と会談した。会談の主な議題は、ロシアによるウクライナ侵略であった。バルトシェフスキ副大臣は、東欧の平和回復に向けた中国の取組に関心を示した。バルトシェフスキ副大臣は、ポーランドは、既存の平和イニシアチブの枠組みの中で、中国がさらに建設的な関与と外交活動を行うことに期待していると強調した。また、バルトシェフスキ副大臣は、ロシアによるウクライナ侵略が、地域と世界の安全保障に直接的な脅威をもたらしていることを強調し、中国に対し、侵略者であるロシアにいかなる政治的、経済的、軍事的支援も行わないよう求めた。李輝中国政府ユーラシア事務特別代表は、中国は紛争の当事者ではなく、ウクライナ情勢は誰の利益にもならないと指摘した。同代表は、中国は、長期化している紛争の双方の合意形成を支援する用意があることを強調し、国際的なパートナーとの協議を継続する意向を表明した。

## 治 安 等

#### 外国人犯罪のうちジョージア人が最多との指摘【2月29日】

2月29日、ジェチポスポリタ紙は、ポーランドに在留する外国人のうち、ジョージア人の犯罪率が最も高く、特に、窃盗、飲酒運転及び薬物犯罪をけん引しているのはジョージア人であると指摘した。

同紙が国家警察本部から入手したデータによると、2023年に犯罪を犯したジョージア人は2,714人で、ポーランドに合法的に滞在するジョージア人27,000人のうち約10%が犯罪を犯したことになる。2024年に入り、4,600人の不法滞在者が摘発され、そのうち20%がジョージア人であったとのデータもある。

犯罪歴があるジョージア人であっても、生体認証パスポートを使用すればビザなしで入国できるケースがあり、これが犯罪率が高い要因となっている。

ジョージア人による犯罪は、窃盗が1,111人、飲酒運転が410人、薬物犯罪が361人、強盗が135人であった。その他、人身事故が33人、強姦が12人、殺人が8人であった。

#### イスラム過激組織に参加したロシア人の逮捕に関する

#### 報道【2月29日】

2月29日、複数のメディアが、内務・行政省公安庁（ABW）が2月27日にイスラム過激組織に参加したロシア人の男を逮捕したことを明らかにした。

男は、シリアに渡航し、イスラム過激組織「アル・カイダ」や「イラク・レバントのイスラム国」に参加したとして起訴され、最高8年の懲役刑が科される可能性があるという。

#### テロ脅威レベルが発出【2月29日】

2月29日、トウスク首相は、テロ脅威レベル「BRAVO」（レベル2）及びサイバー空間のテロ脅威レベル「BRAVO-CRP」（レベル2）を2024年5月末までの期限で発出したことを発表した。テロ脅威レベルは従前と同じレベルを継続としたが、サイバーテロ脅威レベルについては従前の「CHARLIE-CRP」（レベル3）から下がることになった。

いずれのレベルも4段階あり、レベル2は、予見可能なテロの脅威が増加している場合に発出される。テロ脅威レベルについては、ポーランド国外のエネルギーインフラ施設にも適用される。ポーランドの公

的機関は、テロに対する警戒を維持することを求められる。

### 2023年の銃器所持許可件数が過去最高に【3月1日】

3月1日、ジェチポスポリタ紙は、ポーランドで2023年中に発行された銃所持許可の件数が過去最高となったことを報じた。

国家警察本部の統計によると、2023年に4万9,000件の銃所持許可が発行された。2022年には、ウクライナ情勢の影響で史上最高記録の3万7,400件が許可されたが、この記録を更新することとなった。それ以前は年間数千件の許可が発行されていた。

2023年12月31日時点で32万3,983人が許可を所持しており、登録された銃器の数は84万3,755丁となった。1年前の2022年12月31日時点では、それぞれ28万6,800人、76万200丁であった。特に、登録された銃器の数は、2016年12月時点の2倍の数になっているとされる。こうした銃所持者の増加傾向は、ウクライナ情勢の影響で、特にポーランド東部で見られている。

### ワルシャワ市でレイプ被害者の女性が死亡【3月1日】

3月1日、ワルシャワ市中心部でレイプの被害に遭ったベラルーシ人女性(25歳)が病院で死亡した。女性は、数日前、覆面をした男に襲われ、Zurawia通りの住宅の階段で意識を失った状態で発見された。容疑者の男(23歳)は事件の翌日に逮捕された。

被害者の女性は、帰宅途中に突如後方から覆面をした男に襲われ、首にナイフを突きつけられて事件現場まで引きずり込まれた。住宅の管理人が、階段で意識を失った裸の女性が倒れているところを発見し、警察に通報した。

### 車が歩行者の集団に突っ込み多数が負傷【3月1日】

3月1日午後3時頃、北西部のシュチェチンで、車が歩行者の集団に突っ込み、20人が負傷した。車を運転していたポーランド人の男(33歳)は現行犯逮捕され、4件の罪で起訴された。

事故は、シュチェチンでよく混雑する交差点の一つとされるロドラ広場(Plac Rodla)で発生した。目撃者によると、車は猛スピードで走行していた。負傷した20人は、年齢が5歳から62歳で、子ども6人とウクライナ人6人が含まれている。少なくとも4人が重傷を負った。

犯人の男は、警察に対し、誰かに追いかけて恐怖を感じたため、混雑した歩道に車を乗り上げてしまったと供述しているという。男に前科はなかったが、4年間の精神科治療を受けていた。一方、目撃者によると、シュチェチンの路上で違法なレースが行われており、犯人の車を含む2台の車が競い合うように走行していたとの証言もある。

### スロバキアとの国境における一時的な国境管理が終了【3月1日】

3月1日、内務・行政大臣は、3月2日までの期限で導入しているスロバキアとの国境における一時的な国境管理について、同期限をもって終了することを発表した。

国境管理は、いわゆるバルカンルートを経由してスロバキアとポーランドの国境を通過する不法移民の増加を受け、シェンゲン協定に基づき一時的に導入されていた。国境では、一部の道路等で身分確認が行われていた。政府は、同国境で摘発される移民が減少していることを受け、国境管理を終了することを決定したが、今後も脅威が増加した場合は国境管理が再開される可能性もあるという。

### ワルシャワ市で農家等による大規模な抗議活動が実施【3月6日】

3月6日、ワルシャワ市中心部で、農家等が大規模な抗議活動を実施した。参加者は、午前11時頃から首相府前で抗議集会を開始し、国会議事堂へ向けて行進した。市当局の推計によると3万人が参加したが、主催した農業団体は15万人が参加したと発表した。

首相府前では、発煙筒やタイヤが燃やされる事案が発生した。国会議事堂前では、参加者の一部が警察に投石したほか、進入を防ぐフェンスを突破しようとし、数十人が拘束された。一部の参加者と警察が衝突し、警察官数人が負傷した。警察が催涙ガスを投てきする一幕もあった。首都警察は、「Wiejska通りで抗議活動を行っていた一部の人々が警察官に対して暴力的であったため、直接的な強制手段を講じる必要があった。」との声明を発売した。

ポーランドでは、ウクライナからの農産物輸入やEUの環境規制をめぐる、農家によるゼネラルストライキが継続している。今回の抗議活動は、環境規制に反対する林業関係者や狩猟者にも参加が呼びかけられたため、参加者の規模が拡大した。

農家は、トラクター等でワルシャワ市に集まることを計画していたが、市当局が中心部へのトラクター等の入域を許可しなかった。市中心部へ通じる主要道路では、大挙したトラクター等が警察に止められたほか、トラクターが道路を封鎖したことで、各所で交通渋滞が発生した。

### ポーランドとウクライナが刑事事件等における法的協力の強化を検討【3月6日】

3月6日、ジェチポスポリタ紙は、「ポーランドで有罪判決を受けたウクライナ人は、今後、刑罰から逃れられない」として、ポーランドとウクライナが刑事事件等の法的協力に関する協定の改正を検討しており、これが実現すれば、ポーランドで犯罪を犯したウクライナ人がポーランドで処罰されることになると報じた。

両国は、1993年5月から発効している刑事及び民事事件における法的協力に関する協定の改正を検討している。改正が実現すれば、相手国で自国民に下された判決は、罰金や運転禁止といった軽微なものも含め、相手国側で執行することが可能になる。

ポーランドでは、現在約250万人のウクライナ人が

居住しており、外国人の中で相対的にウクライナ人の犯罪や違法行為が増加している。従来は、ポーランドで有罪判決を受けたウクライナ人に刑罰を執行できなかったが、今回の改正により、ウクライナ人に対する不処罰が終焉を迎えると評価されている。

## 経 済

### 経済政策

#### EU、ポーランドに対し、国家復興基金と結束基金から1億3,740千ユーロを拠出【5日】

EUは、ポーランドの欧州検察庁(EPPO)加盟を認め、国家復興計画(KPO)と結束政策基金からなる1億3,740千ユーロを拠出し、3年ぶりにポーランドはEU資金へのアクセスを回復した。ポーランドに対するKPOの第1回分は63億ユーロで、27億ユーロの無償資金協力と36億ユーロの融資で、主にグリーン変革イニシアチブと結束政策プロジェクト(改革)に割り当てられる。遅れはあるものの、ポーランドは2024年に、KPO割り当て総額598億ユーロのうち230億ユーロを受領することを目指しており、経済の回復力と競争力に不可欠な投資に焦点を当てている。第1回目は、27%をグリーン変革、13%を経済回復力と監査目的、8%をデジタル化、労働市場、イノベーション、健康、5%をeモビリティに充てる。さらに、ポーランドは6億ユーロの払い戻しを求めており、EUの法規範と司法改革へのコミットメントを示すため、EPPOへの加盟を追求している。欧州委員会はポーランドの要求を承認し、EUの主流政策への象徴的な復帰を示すとともに、EUの基準に沿ったさらなる改革への道を開くものと期待されている。

#### 公定歩合の据え置き【6日】

金利は5.75%に据え置かれ、市場予想と一致した。今年のインフレ予測は4%に引き下げられ、11

月の予測から0.6%ポイント低下した。一方、2024年のGDP成長率予測は3.5%に引き上げられ、上記の予測から0.6%ポイント上昇した。これはインフレ率の緩やかな低下とGDPの加速を示唆しており、金利を現在の水準に据え置く決定を説明するものである。しかし、金融投資家はまだ金融緩和の余地があると考えており、2024年に利下げが実施される可能性がある。ポーランド国立銀行(NBP)は、原材料価格に関連する混乱は緩和されるものの、GDPの加速によりインフレ率は数四半期にわたりNBPの目標値を上回り続けるため、インフレ率の課題は続くと警告している。

#### 閣僚評議会経済委員会の発足【7日】

ポーランドでは、閣僚評議会経済委員会(Komitet Ekonomiczny Rady Ministrów)という新しい経済管理機関が設立される。その主な任務は、国の経済政策調整にあり、アンジェイ・ドマンスキ財務大臣がこれを率いる。同委員会は、国内および国際的な経済状況を分析し、政府に対策を提言する。委員会には、財務大臣のほか、他の大臣やさまざまな部局の代表者が参加する。副委員長は開発・技術大臣が務め、他の委員は、閣僚会議副議長(副首相)、デジタル問題担当大臣、国有財産大臣、EU担当大臣、基金・地域政策大臣、インフラ大臣が務める。

## マクロ経済動向・統計

#### ポーランド国家債務額の増加【4日】

財務省の発表によると、1月のポーランドの国家債務は188億ズロチ(1.4%)増加し、約1兆3,650億PLNに達した。一方、購買担当者景気指数(PMI)は47.1から47.9ポイントに上昇し、市場予想を上回った。アナリストは、PMIは依然として50.0ポイン

トを下回っているものの、2022年下半年以来4番目に高い結果を達成したと指摘し、景気減速の終焉を示唆した。さらに、新規受注と在庫の比率は9ヵ月ぶりの高水準となり、今後12ヵ月間の産業部門予測は2021年6月以来の高水準となった、とS&Pグローバル・マーケット・インテリジェンスは報告している。

## ポーランド産業動向

#### 遅れているポーランドの電気自動車インフラ【3月1日】

2024年1月末現在、ポーランドの電気自動車充電ステーションは6,100ヶ所、その1割がワルシャワに設置されており、グダンスク、シュシェチン、ポズナン、クラクフ、カトヴィツェはかなり少ない。この

分野でポーランド市場をリードしているのは Green Way(1,595ヶ所)、次いで Orlen(1,128ヶ所)で、両社とも充電ステーションの展開には大きな障壁があると指摘している。配電網の拡大ペースが遅いこと、場所によっては適切な電力が利用できないこと、資金支援を得るプロセスが遅れていることが挙げら

れている。これまでのところ、充電サービス事業は、投資に対するリターンを得るのに十分な利益を生み出しておらず、電気自動車の台数が大幅に増え、充電ステーションの利用が増えるようにならないと利益が出ないと考えられており、Green Wayによれば、実現には数年かかるとしている。

ポーランドの電気自動車充電インフラは、他の欧州諸国に比べてかなり遅れており、充電ステーション数については10万以上あるオランダ、ドイツ、フランスだけでなく、人口がポーランドよりはるかに少ないデンマーク、オーストリア、ポルトガルよりも少ない。なお、2022年末現在、世界には約270万ヶ所の公共自動車充電ステーションがあり、そのうち半分以上が中国にある。

#### ポーランドのシェアードサービスの成長【3月4日】

4日、ポーランドは、複数の企業の人事や経理や情報などのサービスの間接部門を共有するシェアードサービス企業が1,700社以上存在し、中東欧におけるシェアードサービス分野のリーダー的地位を維持していることが、Grafton Recruitment社の報告書により明らかになった。

ポーランドのシェアードサービス分野で働く従業員は43.5万人で、ルーマニア(18万人)、チェコ(16万人)、ブルガリア(10.2万人)、ハンガリー(7.1万人)を上回っている。2023年のポーランドにおける同部門の雇用成長率は8%で、10年間の平均成長率は12.6%であった。

ポーランドのシェアードサービス分野の強みは、欧州の中心に位置していることであり、現在の経済の不安定化とグローバル・サプライチェーンの崩壊の結果として、その重要性はますます高まっていると、同報告書の著者は記している。

#### 副首相兼デジタル化大臣のインタビュー【3月4日】

ガフコフスキ副首相兼デジタル化担当大臣は、人工知能(AI)への投資は近代国家の地平線であると述べ、スタートアップへの資金配分を発表した。彼の意見によると、地方及び国レベルのどちらでも重点的に資金を投入すべき分野は、サイバーセキュリティ、デジタルコンピテンシー及びハイジーン(IT衛生管理)、人工知能及び量子テクノロジーである。また、デジタル化省は国立データ処理センターへ投資することで、ポーランドがインフラレベルでもデジタル主権を獲得できると考えている。

同大臣は最近、欧州委員会のヴェスタガー副委員長と会談し、半導体分野を含むポーランドのデジタル市場への投資戦略について話し合った。ポーランドと欧州の安全保障のためには、新技術への投資を呼び込むための関係を構築すべきであり、ポーラン

ドとドイツで計画されているインテルのプロジェクトについては今後協力するとし、同委員はこの投資に対する国家補助の事前通知の申請をできるだけ早く処理するよう求めた。ポーランドへの投資としては過去30年間で最大級のものとなると思われる。

また、同大臣はAIに投資しないことは国の発展を遅らせることを意味すると指摘した。そのため、企業やスタートアップが利用できる特別なファンドを設立したい意向を示した。

#### ポーランドからウクライナへの輸出額、2023年に大幅増加【3月5日】

2023年のポーランドからウクライナへの商品輸出額は、2022年比で113.3%増加したと、Rzeczpospolita紙が中央統計局(GUS)のデータを引用して報じた。GUSのデータでは、ウクライナからの輸入額も同期間に72.2%増加している。

同紙によると、昨年ポーランドからウクライナへの輸出額は517億ズロチ(119.5億ユーロ)で、ウクライナから同国への輸入額は203億ズロチ(46.9億ユーロ)であった。「2023年のポーランドの対ウクライナ貿易収支は、例年通りポーランドにとってプラスとなり、314億ズロチ(72.6億ユーロ)という記録的な水準に達した。」と同紙は報じた。

GUSのデータによると、金額ベースでポーランドからウクライナへの最も重要な輸出品目は、燃料・鉱物油、石油製品、アルコール・タバコであった。最も伸びたのは、航空機、機関車、車両、その他の鉄道機器、肥料、火薬の輸出であった。GUSによると、2023年のポーランドの武器・弾薬のウクライナへの輸出額は147%増加した。

#### ポーランドの2023年GDPに占めるウクライナ人の寄与率は0.7~1.1%【3月5日】

デロイトが国連難民高等弁務官事務所(UNHCR)のために行った分析によると、2023年、ポーランドのGDPに占めるウクライナ人の寄与率は0.7%から1.1%で、今後も増加する可能性が高い。戦争の精神的負担や家族の責任にもかかわらず、多くのウクライナ難民はすぐにポーランドの労働力に溶け込み、税金や社会保障費を通じて経済に貢献している。

現在、22万5000人から35万人のウクライナ難民がポーランドで働いている。UNHCRポーランド事務所のケビン・J・アレン所長は、ポーランドの歓迎姿勢を称賛し、難民支援が経済に与えるプラスの影響を強調した。経済的統合は、より良い難民保護と解決策へのアクセスのために不可欠であると考えられている。

**原子力発電所建設スケジュールの更新の可能性【3月4日】**

4日、モティカ気候・環境副大臣はエネルギー移行会合において、ポーランドは今年同国初の原子力発電所の建設スケジュールを更新する可能性がある」と述べた。また、同副大臣は、ポーランド初の原子力発電所を海岸沿いの村に設置するという決定は「最終的なもので、変更は考えていない」と述べた。

**産業省発足における NABE 問題【3月5日】**

カトヴィツェに本部を置く産業省の開所式が3月1日に行われ、マジェナ・チャルネツカ産業大臣、ボリス・ブトカ国有財産大臣、アンジェイ・ドマンスキ財務大臣が出席した。ブドカ国有財産大臣は、シレジア地方に産業省を置くことは、数十年にわたりポーランドの発展に影響を与え、現在ポーランド経済の変革期において新たな課題に直面しているシレジア地方への感謝であると述べた。ドマンスキ財務大臣は、シレジアの産業が十分に機能することにより、より高い経済成長を期待するポーランドの野心を強調した。記者会見でチャルネツカ産業大臣は、電力会社から

の石炭資産の分離の可能性や分離の形を含め、エネルギー部門とそのインフラの将来については、そのような行動をとるかの判断を含め、まだ分析が必要であると発表した。この不確実性は、国家エネルギー安全保障庁(NABE)の将来にも影響する。

選挙前、市民連立の政治家たちは(左派とは異なり)NABE 創設のアイデアを批判したが、エネルギー企業はこの解決策を主張し、NABE を導入する法案は結局上院で立ち往生した。

その間にも、老朽化した石炭火力発電所などエネルギー企業の問題は依然として続いている。近代化費用の増加、保険加入の難しさ、将来のCO2排出権手続きの不透明さなどが、エネルギー部門に大きな懸念をもたらしている。

一方、ポーランドの鉱業の状況は、給与額と採掘量が反比例しているという事実が証明しており、この不均衡は年々深まっている。もし政府が、石炭火力発電所と鉱山を、国営エネルギー会社から切り離す作業を断念するのであれば、別の解決策を見つけないといけないだろう。

## 科学技術

**ヴィエチヨレク科学大臣とドイツ教育・研究大臣との会談【3月5日】**

5日、ヴィエチヨレク科学大臣は、ドイツのシュタルク＝ヴァツィンガー教育・研究大臣と会談し、科学研究と高等教育の分野におけるポーランドとドイツの協力の展望について議論した。特に人工知能、気候変動問題、及び環境に優しいエネルギー開発における科学の重要性に重点を置いた未来技術開発のための共同活動などが話し合われた。また、科学的に卓

越したセンターの設立や欧州研究領域における研究インフラの開発についても話し合われた。さらに、ポーランド・ドイツ科学財団のような二国間イニシアティブの枠組みにおける協力の重要性も強調された。

両大臣は、ポーランドとドイツの協力の重要な要素として、研究の成果やポテンシャルに関する情報交換を行うべきであるという点で一致した。また、両国はEU域内の他の国々との協力関係を拡大する意向を表明した。

## 大使館からのお知らせ

**長期滞在を目的にシェンゲン協定域内国に渡航する際の注意**

最近、ドイツ以外のシェンゲン協定域内国に長期滞在を目的と申告した邦人が、経由地であるドイツでシェンゲン協定域内への入国審査を受ける際に入国管理当局から(1)最終滞在予定国の有効な滞在許可証、(2)ドイツ滞在法第4条のカテゴリーD査証(ナショナル・ビザ)、又は(3)同D査証に相当する滞在予定国の長期滞在査証の提示を求められ、これを所持していないために入国を拒否される事例が発生しております。

このため、現地に到着してからの滞在許可証取得を予定し、最初にドイツ入国を予定している場合には、注意が必要です。

ドイツ以外の国では同様の事例は発生していませんが、シェンゲン協定域内国での長期滞在を目的に渡航する場合には、滞在国及び経由国の入国審査、滞在許可制度の詳細につき、各国の政府観光局、我が国に存在する各国の大使館等に問い合わせるなどし、事前に確認するようにしてください。詳しくは下記リンク先を御覧ください。

[http://www.anzen.mofa.go.jp/c\\_info/oshirase\\_schengen\\_2.html](http://www.anzen.mofa.go.jp/c_info/oshirase_schengen_2.html)

(注):シェンゲン協定とは、シェンゲン協定加盟国の域外から同加盟国域内に入る場合、最初に入域する国において入国審査が行われ、その後のシェンゲン協定域内の移動においては原則として入国審査が行われなかった協定です。

○シェンゲン協定域内国(2020年6月現在):26か国

アイスランド、イタリア、エストニア、オーストリア、オランダ、ギリシャ、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ベルギー、ポーランド



ド、ポルトガル、マルタ、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、リヒテンシュタイン

## 欧州でのテロ等に対する注意喚起

欧州では、「イラク・レバントのイスラム国」(ISIL)の台頭以降、一般市民等のソフトターゲットを標的としたテロが相次いで発生しており、今後も更なるテロの発生が懸念されます。

観光客やイベント等を標的とするテロに警戒する必要があることに加え、イベント等の警備のため手薄となった他の都市でのテロの実行も懸念されます。以上を踏まえ、以下のテロ対策をお願いします。

1 外務省が発出する海外安全情報及び現地報道等で最新の治安情勢等の関連情報の入手に努めるとともに、日頃から注意を怠らないようにする。

2 以下の場所がテロの標的となりやすいことを十分認識する。

観光施設、観光地周辺の道路、記念日・祝祭日等のイベント会場、レストラン、ホテル、ショッピング・モール、スーパーマーケット、ナイトクラブ、映画館等人が多く集まる施設、教会・モスク等宗教関係施設、公共交通機関、政府関連施設(特に軍、警察、治安関係施設)等。

3 上記2の場所を訪れる際には、周囲の状況に注意を払い、不審な人物や状況を察知したら速やかにその場を離れる、できるだけ滞在時間を短くする等の注意に加え、その場の状況に応じた安全確保に十分注意を払う。

4 現地当局の指示があればそれに従う。特にテロに遭遇してしまった場合には、警察官等の指示をよく聞き冷静に行動するように努める。

5 不測の事態の発生を念頭に、訪問先の出入口や非常口、避難の際の経路、隠れられる場所等についてあらかじめ入念に確認する。

詳しくは下記リンク先を御覧ください。

<http://www.anzen.mofa.go.jp/>

テロ・誘拐対策に関しては、以下も併せて参照してください。

(1)パンフレット「海外へ進出する日本人・企業のための爆弾テロ対策 Q & A」

(パンフレットは、[https://www.anzen.mofa.go.jp/pamph/pamph\\_03.html](https://www.anzen.mofa.go.jp/pamph/pamph_03.html) に掲載。)

(2)パンフレット「海外旅行のテロ・誘拐対策」

(パンフレットは、[http://www.anzen.mofa.go.jp/pamph/pamph\\_10.html](http://www.anzen.mofa.go.jp/pamph/pamph_10.html) に掲載。)

(3)ゴルゴ 13 の中堅・中小企業向け海外安全対策マニュアル

(マニュアルは、[http://www.anzen.mofa.go.jp/anzen\\_info/golgo13xgaimusho.html](http://www.anzen.mofa.go.jp/anzen_info/golgo13xgaimusho.html) に掲載)

6 テロの類型別留意事項は以下のとおりです。

### 【車両突入型テロ】

●ガードレールや街灯などの遮へい物がない歩道などでは危険が増すことを認識する。

●歩道を歩く際はできるだけ道路側から離れて歩く。

### 【爆弾、銃器を用いたテロ】

●爆発や銃撃の音を聞いたら、その場に伏せるなど直ちに低い姿勢をとり、頑丈なものの陰に隠れる。

●周囲を確認し、可能であれば、銃撃音等から離れるよう、低い姿勢を保ちつつ速やかに安全なところに退避する。閉鎖空間の場合、出入口に殺到すると将棋倒しなどの二次的な被害に遭うこともあるため、注意が必要。

●爆発は複数回発生する可能性があるため、爆発後に様子を見に行かない。

### 【刃物を用いたテロ】

●犯人との距離を取る。周囲にある物を使って攻撃から身を守る。

### 【イベント会場、空港等の屋内でのテロ】

●不測の事態の発生を念頭に、出入口や非常口、避難の際の経路等についてあらかじめ入念に確認する。

●会場への出入りに際しては、混雑のピークを外し、人混みを避ける。

●セキュリティが確保されていない会場の外側や出入口付近は危険であり、こうした場所での人混みや行列は避けるようにする。空港等では、人の立入りが容易な受付カウンター付近に不必要に近寄ったり長居したりすることはせず、セキュリティ・ゲートを速やかに通過する。

●二次被害を防ぐため、周囲がパニック状態になっても冷静に行動するよう努める。

## 孤独・孤立及びそれに付随する問題でお悩みの方へ

外務省では、2021年7月から、日本のNPO5団体と連携し、在外邦人の皆様がNPO団体にチャットやSNSを通じて直接相談することを支援する取り組みを開始しました。下記リンク先よりNPO5団体の取組などが紹介されておりますので、ご関心のある方は是非ご活用下さい。

(外務省海外安全HP) <https://www.anzen.mofa.go.jp/life/info20210707.html>

### **「在留届」の提出及び「たびレジ」への登録のお願い**

3か月以上海外に滞在する方は在留届の提出を、3か月未満の場合は「たびレジ」への登録を必ず実施してください。共にオンラインでの提出・登録が可能です。渡航先の最新安全情報や、緊急時の大使館又は総領事館からの連絡を受け取ることができます。また、家族や友人、職場等に日程や渡航先での連絡先を伝えておくようにしてください。

また、「在留届」をご提出いただいた方におかれましては、ご帰国やお引越、ご提出いただいた記載内容に変更があった場合には、「変更届」や「帰国・転出届」の提出をお忘れなくお手続き下さい。

下記リンク先から「在留届」の提出及び「たびレジ」に登録することができます。

(在留届) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html>

(たびレジ) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/>

### **マイナンバーカード取得のお願い**

マイナンバーカードは、安全・安心で利便性の高いデジタル社会の基盤で、多様化・拡大する様々な手続・サービスを個人が広く利用できるようにするために不可欠な本人確認ツールです。

マイナンバーカードは、マイナンバーが記載された顔写真入り・ICチップ付きのカードで、役所に行かなくても日本国内のコンビニエンスストアで住民票の写しや課税証明書など各種の証明書を取得できるなど様々な利点があり、2021年から一部の医療機関で健康保険証としても使えるようになっています。

現時点では、日本国内に住民登録のない海外居住者は、マイナンバーカード及び電子証明書を取得・利用することはできませんが、令和6年中に海外居住者もマイナンバーカード等の利用・取得・更新ができるようになる見込みで、現在、在外公館におけるマイナンバーカードの交付等の方法も検討されています。

マイナンバーカードの交付手数料は無料です。今後は、市区町村の申請窓口が混み合うことが予想されますので、帰国後速やかに取得申請を行って頂くよう、お願い申し上げます。

### **有効期間10年の旅券の発給申請可能年齢等の引き下げについて**

成年年齢が20歳から18歳に引き下がる民法の改正（平成30年）に伴い、旅券法の一部改正を行ったことにより、令和4年4月1日以降、有効期間が10年の旅券の申請可能な年齢及び、旅券発給申請に当たり親権者の同意が不要となる年齢が18歳以上となります。

### **旅券のオンライン申請等の開始について**

2023年3月27日から旅券の申請手続きをオンラインで行うことができるようになりました。オンライン申請を行っていただければ、在外公館に来館する必要はなくなりますので、是非ご活用下さい。オンライン申請を行うためには、スマートフォンへの在留邦人用旅券申請アプリのインストールやオンライン在留届（ORRネット）への登録が必要となります。なお、新規旅券の受取は、引き続き当館に来ていただく必要がありますのでご留意下さい。

詳細：<https://www.pl.emb-japan.go.jp/files/100484349.pdf>

### **【お知らせ】大使館広報文化センター開館時間**

平日 9:00 - 12:30及び13:30 - 17:00

問合せ先：在ポーランド日本大使館広報文化センター（電話：22-584-7300、Eメール：[info-cul@wr.mofa.go.jp](mailto:info-cul@wr.mofa.go.jp)、住所：Al. Ujazdowskie 51, Warszawa）

### **文化行事・大使館関連行事**

#### **【開催中】 展覧会「歌川広重」【2023年11月17日（金）～2024年5月5日（日）】**

クラクフ市の日本美術技術博物館Mangghaにて、展覧会「歌川広重」が開催中です。歌川広重の作品を紹介する展覧会です。入場は有料です。

開催場所：Muzeum Sztuki i Techniki Japońskiej Manggha, Kraków

#### **【予定】 第42回日本語弁論大会【2024年3月9日（土）12:30～】**

在ポーランド日本大使館広報文化センターにて、第42回日本語弁論大会が開催されます。高校生・一般及び大学生の日本語学習者が日本語でスピーチを行うコンクールです。入場無料で、観覧の事前登録も不要

です。

開催場所：在ポーランド日本大使館広報文化センター（住所：Al. Ujazdowskie 51, Warszawa）

**【予定】 日本文化講座「日本は異文化に対してどのように向き合ってきたのか」【3月19日（火）17：30～】**

在ポーランド日本大使館広報文化センターにて、日本近代史がご専門のワルシャワ大学東洋学科エヴァ・パワシュ・ルトコフスカ教授による文化講座「日本は異文化に対してどのように向き合ってきたのか」が開催されます。講義言語はポーランド語で、入場無料です。座席に限りがありますので、参加ご希望の方は事前にご連絡ください。

開催場所：在ポーランド日本大使館広報文化センター（電話：22-584-7300, Eメール：[info-cul@wr.mofa.go.jp](mailto:info-cul@wr.mofa.go.jp)、住所：Al. Ujazdowskie 51, Warszawa）

本資料は、ポーランドの政治・社会情勢を中心に、各種報道をとりまとめたものです。報道をベースにしておりますので、記載事項の信頼性については責任を負いかねます。記載事項は在ポーランド日本国大使館の見解を示すものではなく、特定の団体・個人の利益を代表するものではありません。

**皆様からの情報提供をお待ちしています**

大使館では、読者の皆様に幅広くポーランドの情報をお伝えするため、皆様からの情報をお待ちしています。社会・生活情報やお勧めのイベント、困ったことなど、皆様に伝えたいと思われる情報があれば、下記のアドレスまで御連絡ください。（営利目的など、内容によっては対応できかねる場合もありますので御承ください。）

**【お問い合わせ・配信登録】**

本資料は、ポーランドに関心のある方であれば誰でも受け取ることができます。「新たに配信を受けたい」、「送付先Eメールアドレスを変更したい」、「配信を停止したい」等の依頼につきましては、下記のEメールアドレスまで御連絡ください。大使館ウェブサイト([http://www.pl.emb-japan.go.jp/index\\_j.htm](http://www.pl.emb-japan.go.jp/index_j.htm))も併せて御覧ください。

本資料に関する問い合わせ E メールアドレス ([newsmail@wr.mofa.go.jp](mailto:newsmail@wr.mofa.go.jp))